

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1 . 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	3
3 . 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	4
4 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	5
5 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	6
6 . 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	7

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p> <p>6 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当 (優先出資者割当及び受益者割当を含む。以下この項において同じ。) 又は<u>受益権</u>の分割により発行されるものについては第 2 5 条第 1 項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して 4 日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当又は<u>受益権</u>の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第 2 5 条第 1 項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。</p> <p>(売買の停止)</p> <p>第 2 8 条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。</p> <p>(1) 上場会社又は上場投資信託受益証券の発行者が株式(<u>優先出資、受益権及び投資口を含む。</u>) の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本所が必要があると認める場合</p> <p>(1) の 2 ~ (4) (略)</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p> <p>6 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当 (優先出資者割当及び受益者割当を含む。以下この項において同じ。) 又は株式 (<u>優先出資、受益権及び投資口を含む。第 5 3 条及び第 5 4 条を除き、以下同じ。</u>) の分割により発行されるものについては第 2 5 条第 1 項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して 4 日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当又は<u>株式</u>の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第 2 5 条第 1 項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。</p> <p>(売買の停止)</p> <p>第 2 8 条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。</p> <p>(1) 上場会社又は上場投資信託受益証券の発行者が株式の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本所が必要があると認める場合</p> <p>(1) の 2 ~ (4) (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日から施行する。</p>	

2 平成18年1月3日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式（優先出資及び投資口を含む。）の分割により発行される新株券については、改正後の第8条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株式分割の効力発生日等)</p> <p><u>第12条の2 上場会社は、上場株券(上場優先出資証券を含む。)について株式分割(優先出資分割を含む。以下同じ。)を行う場合には、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該株式分割の効力発生日として定めるものとする。</u></p> <p><u>2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行する株式の総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割を行うことが確定する日から起算して5日目(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成17年10月11日から施行する。</p> <p>2 改正後の第12条の2第1項の規定は、平成18年1月4日以後の日を基準日とする株式分割について適用する。</p>	<p>(新設)</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資口の分割の効力発生日等)</p> <p><u>第11条の2 上場投資証券の発行者である投資法人は、投資口の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。</u></p> <p><u>2 上場投資証券の発行者である投資法人は、前項に規定する場合において、発行する投資口の総口数の増加に係る投資主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該分割を行うことが確定する日から起算して5日目(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成17年10月11日から施行する。</p> <p>2 改正後の第11条の2第1項の規定は、平成18年1月4日以後の日を基準日とする投資口の分割について適用する。</p>	<p>(新設)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第8条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 新株券(新株引受権証書、優先出資引受権証書及び新投資信託受益証券を除く。)の発行日決済取引</p> <p>a 株主割当により発行される場合 全株主に対する当該新株券発送の日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年10月11日から施行し、平成18年1月3日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式(優先出資及び投資口を含む。)の分割により発行される新株券については、改正後の第8条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第8条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 新株券(新株引受権証書、優先出資引受権証書及び新投資信託受益証券を除く。)の発行日決済取引</p> <p>a 株主割当又は株式の分割により発行される場合 全株主に対する当該新株券発送の日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>14. 第10条（新株券等の上場）関係</p> <p>(1) 発行日決済取引による上場の取扱い基準</p> <p>a 新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。）以下この14.において同じ。）<u>又は株主割当</u>（優先出資者割当を含む。以下この14.において同じ。）により発行される新株券（新たに発行される優先出資証券を含む。以下この14.において同じ。）が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日決済取引により上場する。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>b～e (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成17年10月11日から施行する。</p> <p>2 平成18年1月3日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式分割（優先出資分割を含む。）により追加して発行される新株券については、改正後の14.の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>14. 第10条（新株券等の上場）関係</p> <p>(1) 発行日決済取引による上場の取扱い基準</p> <p>a 新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。）以下この14.において同じ。）<u>若しくは株主割当</u>（優先出資者割当を含む。以下この14.において同じ。）により発行される新株券（新たに発行される優先出資証券を含む。以下この14.において同じ。）<u>又は株式分割</u>（優先出資分割を含む。以下この14.において同じ。）により追加して発行される新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日決済取引により上場する。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>b～e (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5．新不動産投資信託証券の上場等の取扱い（不動産投信特例第8条）関係</p> <p>（1）発行日<u>決済</u>取引による上場の取扱い基準</p> <p>a 分割により追加して発行される<u>新受益投資信託証券</u>が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日<u>決済</u>取引により上場する。</p> <p>（a）受益権口数が2,000口以上であること。</p> <p>（b）（略）</p> <p>b 公募により発行される新不動産投資信託証券が次に掲げる条件に適合している場合は、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所が定める日から、発行日<u>決済</u>取引により上場する。</p> <p>（a）～（c）（略）</p> <p>c 受益者割当により発行される新受益証券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日<u>決済</u>取引により上場する。</p> <p>（a）～（c）（略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年10月11日から施行し、平成18年1月3日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする分割により追加して発行される新投資証券については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>5．新不動産投資信託証券の上場等の取扱い（不動産投信特例第8条）関係</p> <p>（1）発行日取引による上場の取扱い基準</p> <p>a 分割により追加して発行される<u>新不動産投資信託証券</u>が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日取引により上場する。</p> <p>（a）受益権口数又は<u>投資口数</u>が2,000口以上であること。</p> <p>（b）（略）</p> <p>b 公募により発行される新不動産投資信託証券が次に掲げる条件に適合している場合は、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所が定める日から、発行日取引により上場する。</p> <p>（a）～（c）（略）</p> <p>c 受益者割当により発行される新受益証券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日取引により上場する。</p> <p>（a）～（c）（略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p>